

# 更正請求書

令和 年 月 日

嬭恋村長 様

所在地(〒)

法人名

電話番号

代表者氏名

印

地方税法第 条の の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	更正請求をする理由及びその他の参考事項		
更正請求の対象となる申告書の種類	申告書			
法定納期限	年 月 日			
地方税法第20条の9の3第2項の更正請求の場合	第1号の判決等の確定した日	年 月 日	国の税務官署の更正決定通知日	
	第2号の更正・決定のあった日	年 月 日	地方税法第321条の8の2(更正の請求の特例)の場合	
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日		年 月 日
		更正の請求前	更正の請求後	
課税標準等	分割法人	総 額	円	円
	分割の基準	嬭恋村分	円	円
		嬭恋村内 従業者数 全従業者数	人	人
法人税割額		円	円	
均等割額		円	円	
合計額		円	円	
還付請求額			円	
還付を受けようとする金融機関		銀行	支店	
貯金種別	口座番号	普通・当座	口座番号 _____	

## 更正請求について

地方税法第20条の9の3第1項もしくは第2項または第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をするための申請です。

この請求書とともに、課税標準額等又は税額等が過大であること的事实を証する資料を添付してください。

### ○申告期限と更正理由

\*地方税法第20条の9の3第1項の規定に基づき更正の請求をする場合、請求のもとになる申告書に係る地方税法の法定納期限（申告期限の延長が認められる場合は、その延長が認められている期限）から5年以内。

①記載誤り、計算誤り等による。

②従業者数に誤りがある場合には、課税標準の分割に関する明細書を添付してください。

\*地方税法第20条の9の3第2項の規定に基づき更正の請求をする場合、請求のもとになる理由が生じた日の翌日から起算して2月以内。

①第1号 後発的な理由（判決、和解、所得・物件等の他者帰属による更正・決定）による。

②第2号 判決・和解等による事実確定、更正・決定による。

③第3号 政令で定めるやむをえない理由による。

\*地方税法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合、国の税務官署がその更正の通知をした日から2月以内。

①法人税の更正通知書の写しを添付してください。